

洲本市公告第2号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項、洲本市契約規則(平成18年洲本市規則第53号)第5条及び洲本市公有財産等インターネット入札実施要綱(平成27年洲本市告示第22号)第5条の規定により公告します。

令和7年1月8日

洲本市長 上 崎 勝 規

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(KSI官公庁オークション)(以下「売却システム」という。)による。

(自動車2件)

区分 番号	物件名	初年度 登録 ※1	車検の 満了日	排気量 (L)	走行 距離(km) ※2	予定 価格(円) ※3	入札 保証金 (円)
1	ダイハツ ハイゼット1 消防積載車(軽) H16年式 走行0.2万km	平成16年 3月	車検切れ	0.65	2,821	100,000	10,000
2	ダイハツ ハイゼット2 消防積載車(軽) H16年式 走行0.2万km	平成16年 3月	車検切れ	0.65	2,228	100,000	10,000

※1 一時抹消登録後の引渡しとする。

※2 走行距離は、令和6年9月時点

※3 「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 個人又は法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 洲本市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びKSIオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (6) 洲本市から入札参加資格制限を受けている期間中でない者であること。
- (7) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 日本国内に住所及び連絡先があり、公有財産売却の参加仮申込みの時点で年齢が18歳以上の者であること。
- (9) 洲本市税を滞納していない者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うとともに、洲本市が定めた入札保証金を納付すること。

【仮申込み期間】 令和7年1月15日（水）午前1時から令和7年2月4日（火）午後2時まで

- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続を完了した後、所定の申込書等により洲本市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

【本申込み期間】 仮申込み手続完了後から令和7年2月10日（月）まで

① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市総務部総務課財産管理係

イ 受付 普通郵便で令和7年2月10日（月）消印有効

② 申込書等を持参する場合

ア 受付場所 洲本市総務部総務課財産管理係

イ 受付時間 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、参加申込時に必要な書類等は、以下のとおりとする。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 個人の場合は、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の写し
- ・ 法人の場合は、商業・法人登記事項証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続を行わない場合は、委任状が必要です。

(3) 受付期間内に申込書等の全ての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

- ① 申込みに必要な様式は、洲本市総務部総務課のホームページからダウンロードする。
- ② 申込み等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 下見

下見を希望する者は、上記仮申込期間中の平日、午前9時から午後5時までの間に洲本市総務部総務課に電話にて申し込み、個別対応する。

5 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和7年2月18日(火)午後1時から令和7年2月25日(火)午後1時まで
- (3) 開 札 令和7年2月25日(火)午後1時以降

6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことはできない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、洲本市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、洲本市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は洲本市に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、洲本市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当っては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、洲本市からの案内に従い売買契約を締結しなければならない。なお、落札者は、売買契約締結後、売却物件に、物件情報に記載されている事項以外の重大な契約不適合がない限り、売却代金の減免、損害賠償又は契約解除を請求することはできない。

【契約締結期限】令和7年3月7日（金）午後5時

(2) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(3) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(4) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、売却代金の残金を洲本市が発行する納入通知書で納付すること若しくは洲本市の指定する銀行口座へ振り込むこと。なお、売却代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となる。また、売却代金の残金納付期限までに洲本市が納付を確認できることが必要となる。

【納付期限】令和7年3月11日（火）午後2時30分

11 所有権の移転及び引渡し

(1) 所有権の移転

所有権は、落札者が売却代金を完納した時点で移転する。

(2) 引渡し

洲本市指定場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備すること。なお、それらにかかる一切の費用は、落札者の負担とする。

引渡しの際は、本人又は代理人から「市有財産（自動車）受領書」を提出すること。ただし代理人の場合、同受領書にはあらかじめ本人が記名・押印しておくこと。

12 所有者変更

洲本市より落札者に「登録識別情報等通知書」、「譲渡証明書」を交付するので、落札者により所有者移転登録（名義変更）又は所有者変更記録申請の手続を行うこと。譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となる。落札者本人以外の名義にはできない。また、手続終了後、速やかに所有者変更後の「自動車検査証」又は「登録識別情報等通知書」の写しを洲本市へ提出すること。なお、手続に係る一切の費用は落札者の負担とする。

13 担当部課

名 称 洲本市総務部総務課財産管理係

所在地 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電 話 0799-22-3321（代表）

E-mail soumu@city.sumoto.lg.jp